

第 2 次朝倉市総合計画 (案)

市民憲章

目次

第 1 編 序論

1 計画の概要

(1) 計画策定の趣旨

朝倉市は、平成 20（2008）年 3 月に合併後最初の総合計画として、第 1 次朝倉市総合計画を策定し、将来都市像の実現を目指して、まちづくりを進めてきました。

この間、少子・高齢化や人口減少の進展、地方創生の推進、自然災害をはじめとする様々なリスクに対する危機管理意識の高まり、これまでに整備されてきた公共施設やインフラの老朽化、厳しさを増す財政状況等、市を取り巻く環境は大きく変化し、新たな課題も生じています。

特に「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」では、記録的な豪雨の影響により、市内各地で甚大な被害が発生しました。この未曾有の大災害から 1 日も早く元の平穏な生活と自然豊かな美しいふるさとを取り戻し、将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めていくため、平成 30（2018）年 3 月に策定した「朝倉市復興計画」に基づき復旧・復興に向けた取組を強力に推進しなければなりません。

こうした環境の変化に的確に対応しつつ、市民と行政が中長期的な展望に立ったまちづくりの方向性を共有し、朝倉市の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めるため、第 2 次朝倉市総合計画を策定するものです。

計画策定の視点

1. 市民に分かりやすい、職員が活用する計画であること

目指すまちの姿や重点的に取り組む施策等が市民に分りやすい計画とします。

また、職員が業務の進捗管理、目標管理等に活用する計画とします。

2. 機動性と柔軟性が高い計画であること

社会経済情勢の急激な変化等により、計画が実態とかい離し、計画の意義や実効性が損なわれないよう、計画期間を短縮し、環境変化に応じた事業の見直しを可能とすることにより機動性、柔軟性が高い計画とします。

3. 行政評価と連動した計画であること

総合計画と行政評価制度を連動させ、計画期間中における施策や事業の取組を検証しやすくするとともに、達成状況（成果）を客観的に評価できる計画とします。

4. 経営資源の選択と集中を図ることができる計画であること

厳しい財政状況のもとでまちづくりを進めるには、限られた経営資源を効果的に配分する選択と集中が必要なため、計画期間中に重点的に取り組むべき分野とその目標を定めます。

（２）計画の位置づけ

本計画は、朝倉市総合計画策定条例に基づいて策定するもので、朝倉市の最上位計画に位置づけられます。市が目指すまちの姿（将来都市像）を示すとともに、市政の各分野における施策や基本事業の目指す姿を示し、総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針となるものです。

（３）計画の構成と期間

① 基本構想

長期的な展望に立ち、目指すべき将来の市の姿やまちづくりの方向性を示すものです。

基本構想の期間は、概ね 10 年程度を想定していますが、朝倉市を取り巻く環境が大きく変わらない限りは、方向性等を継承することとします。

② 基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示すものです。分野別施策ごとの基本目標及び施策や施策を実現するための基本事業の目標を定めます。

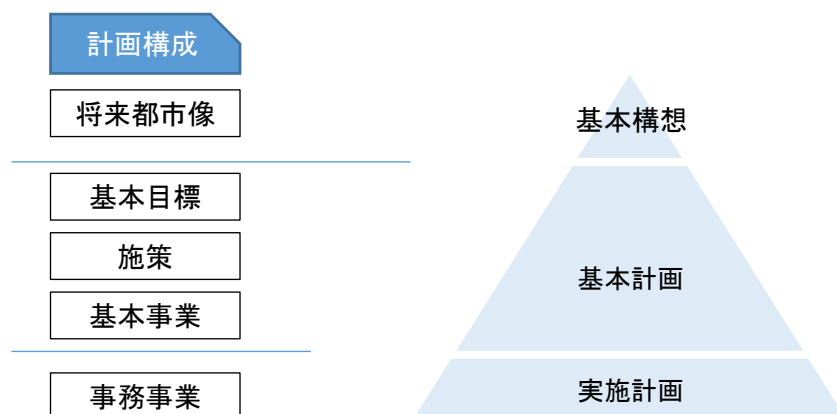
基本計画の期間は、社会経済情勢の変化への対応、市長の施政方針との一体性を踏まえ、4 年間とします。

③ 実施計画

基本計画に示された施策を効果的に推進するための事業内容等を明らかにしたものです。

基本計画に掲げる施策等の目標達成のために重要な影響を及ぼす事業を対象とします。

実施計画の期間は、3 年間とし、毎年度見直すローリング方式とします。



H31 年度 2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
基本構想（概ね 10 年程度）									
基本計画Ⅰ				基本計画Ⅱ			基本計画Ⅲ		
実施計画（3 年間の計画を毎年度作成）									

（４）計画の着実な推進

① 市民との協働による自助・共助・公助によるまちづくり

本計画の推進にあたっては、市民及び行政が、朝倉市が目指すまちの姿やその実現のための施策の方向性について共有し、それぞれの役割を果たしながら、相互に連携し、協働することが重要です。

「朝倉市協働のまちづくり基本指針」で示す「自助」、「共助」、「公助」の考え方のもと、市民との協働により計画を推進します。

【自助】自分でできることは自分でやる。また、最も身近な共同体である家族で助け合う

【共助】個人や家族だけではできないことや地域課題の解決や活性化については地域やボランティア等で助け合う

【公助】公的に行政が責任を持って行うべきことは行政が行う

② 計画の進行管理

朝倉市では、本計画から、行政評価サイクル（PDS サイクル）の考え方を取り入れ、計画の進行管理を行います。

行政評価サイクル（PDS サイクル）とは、総合計画を実現する手段として設定した施策体系（Plan）に基づいて予算が配分された事業を実施（Do）し、施策や事業の目指す姿が計画どおり達成できているかを成果指標というモノサシを活用して評価（See）し、その結果に基づく資源配分や業務見直しを実施していく一連の流れのことです。



2 総合計画策定の背景

(1) 朝倉市の特性

① 豊かな自然

朝倉市は、九州一の大河筑後川とその支流の水に恵まれた緑豊かなまちです。

昼夜間の気温差が大きい内陸型の気候により、四季の移ろいがはっきりしているという特徴があり、四季折々の色に触れることができます。

本市面積の半分以上を占める山林に育まれた豊富な水は、福岡市など周辺地区に供給され、朝倉市は、水源地としての重要な役割を担っています。現在、江川ダム、寺内ダムに続く3つ目のダムとして、小石原川ダムが建設中（2020年完成予定）です。

② 伝統と個性あふれる歴史・文化

朝倉市は、平塚川添遺跡、杷木神籠石をはじめとする古代の遺跡や斉明天皇の史跡、筑前の小京都と呼ばれる秋月の街並み等、特有の歴史や文化遺産を持つまちです。

また、古くからこの地を潤してきた山田堰・堀川用水・三連水車等の世界かんがい施設遺産、県内随一の湧出量を誇る名湯原鶴温泉で太古から行われていたとされる鶴飼、泥打ち祭り等の伝統行事など、伝統があり個性豊かな歴史・文化が息づいています。

③ 高い農業生産力と製造業の集積、多様な観光資源

朝倉市では、筑後川水系の肥沃な土壌により農産物の高い生産性を誇り、博多万能ねぎや志波柿のようにブランドとなっている農産物があります。良質でバラエティに富んだ農産物は、多くの人々に高い評価を得ています。また、朝倉市には大企業が立地し工業団地が整備されるなど、製造業の集積があり、市内外の一定の雇用を支えています。

朝倉市を代表する観光資源としては、秋月、麒麟ビール花園、三連水車、原鶴温泉等があり、県内有数の観光地として知名度が高く、県内外から多くの観光客が訪れています。

④ 暮らしを支える道路・交通網

朝倉市では、市域の南側を大分自動車道が走り、甘木、朝倉、杷木の3つのインターチェンジが設置され、甘木駅を起点とする2つの鉄道（甘木鉄道、西鉄甘木線）と、国道386号、国道322号等の幹線道路をはじめとする道路網により周辺都市との連携が図られています。九州の交通の要衝である鳥栖市にも近く、自然に近い生活と都市部にも近い生活、朝倉市には、大都市圏にはないライフスタイルで暮らせる魅力があります。

（２）朝倉市を取り巻く社会動向と方向性

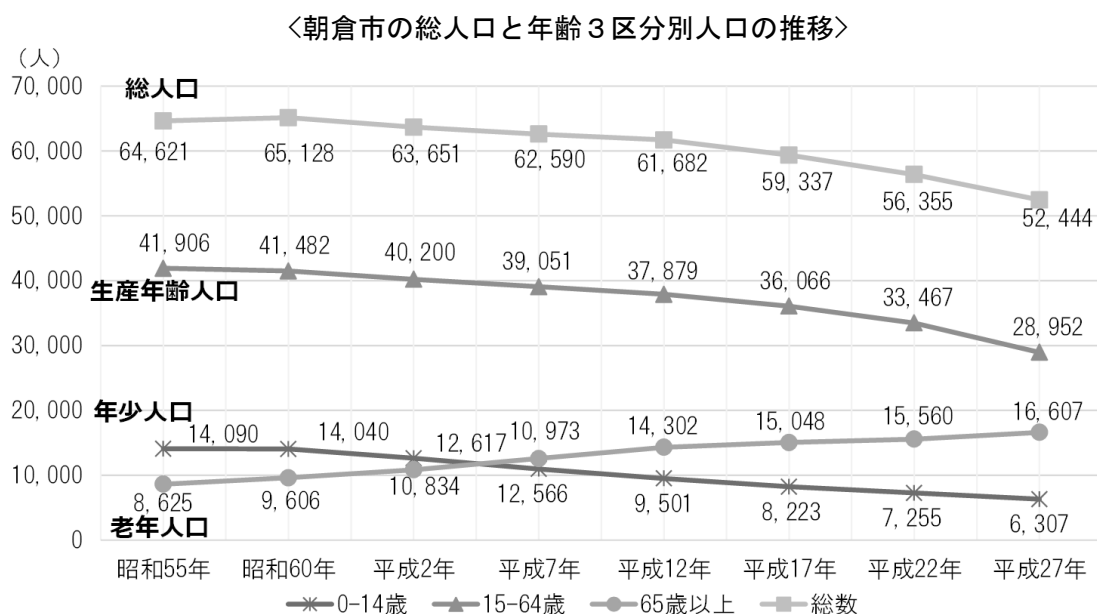
まちづくりを進めるにあたっては、社会経済の動き等、時代の変化を的確に把握し、速やかに対応していくことが重要となります。時代の変化に伴い朝倉市が対応すべき事項は多岐にわたりますが、主な社会動向と方向性は次のとおりです。

Ⅰ 人口減少と少子高齢化の進行

わが国の総人口は、平成 20（2008）年の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じ、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計によると、2050 年には 1 億人を切ると予測されています。また、世界でも類を見ない速さで少子高齢化が進行しており、年少人口と生産年齢人口の減少、老年人口の増加により人口構造が大きく変化しています。

朝倉市においても、昭和 60（1985）年以降^{注）}人口減少が続き、国を上回るスピードで少子高齢化が進んでいます。こうした人口構造の変化により、地域活動の担い手不足によるコミュニティや地域防災の機能低下、地域のにぎわいの喪失、消費の減少による経済や産業活動の縮小、空き家の増加による住環境の悪化、日常生活における交通手段の不足、医療・福祉といった社会保障費の増加など、市民生活や地域経済、行政運営における様々な影響が想定されます。

人口減少を前提に、将来にわたり都市機能や地域の活力を維持し、暮らし続けることができるコンパクトで持続可能なまちづくりが求められています。



資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含むため、合計が一致しない場合があります）

注）平成 18 年 3 月、旧甘木市・旧朝倉町・旧杷木町の 1 市 2 町の合併で朝倉市となりました。
平成 17 年以前の数値は合併前の 1 市 2 町の合計です。

Ⅰ 地方創生の推進

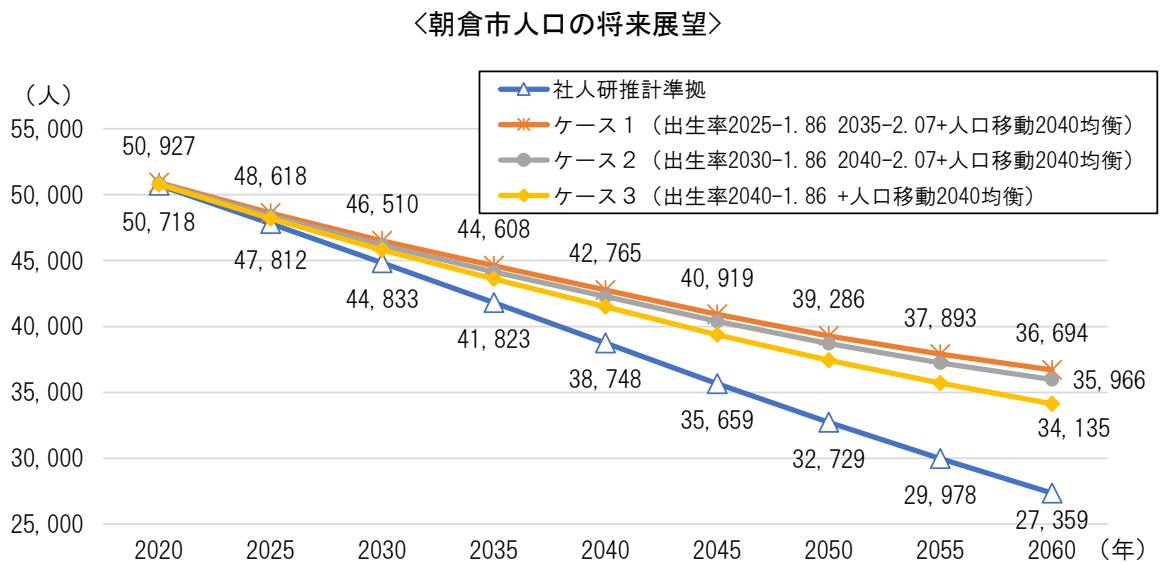
国は、人口減少に歯止めをかけるとともに東京一極集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

また、2060 年に 1 億人程度の人口を確保する中長期展望を表した人口ビジョンを示し、施策の基本的方向や具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

朝倉市においても、平成 27（2015）年度に「朝倉市人口ビジョン・朝倉市総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけ、将来にわたる活力あるまちづくりを実現するため、5つの基本目標を定め施策の展開を図っています。

朝倉市人口ビジョンでは、市民が望む出生率 1.86 と長期的に人口減少に歯止めがかかる出生率 2.07 を実現する年度により、3つのケースで朝倉市の人口推計を示しました。

朝倉市人口ビジョンに示す人口の将来展望を実現するため、総合戦略の着実な実施と成果が求められています。



資料：朝倉市人口ビジョン

何も対策を講じずこのままの状況で推移（社人研推計準拠） ⇒ 2060 年人口 27,359 人

希望出生率の実現 >>>



<<< 転出超過の是正

ケース 1	2025 年に 1.86、2035 年に 2.07 の出生率の実現	⇒	2060 年人口 36,694 人
ケース 2	2030 年に 1.86、2040 年に 2.07 の出生率の実現	⇒	2060 年人口 35,966 人
ケース 3	2040 年に 1.86 の出生率の実現	⇒	2060 年人口 34,135 人

Ⅰ 大規模災害の発生とその対応

近年、台風や局地的な集中豪雨、大規模な地震等により、全国各地で被害が発生しています。平成 23（2011）年に発生した東日本大震災や平成 28（2016）年の熊本地震では、役場・役所自体が被災したことにより、行政機能が維持できず、地域コミュニティによる助け合いや、正確な情報周知の重要性が再認識されました。

朝倉市においても、「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」の記録的な豪雨の影響により、市内各地で多数の山腹崩壊が発生するとともに、土砂と流木が大量に流下し、市内のいたるところで被害が発生しました。また、河川の氾濫も起き、市内の広範囲で数多くの浸水被害が発生しました。「平成 24 年九州北部豪雨」を上回る記録的豪雨による甚大な被害に、大災害はいつ起こるか分からないこと、また、防災・減災対策の必要性を再度強く認識しました。

国は、平成 25（2013）年、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法を制定しました。

被害を出さないための防災と災害発生時の被害を最小限にとどめる減災に資する施策及び迅速な復旧・復興に資する施策を、災害リスクや地域の実情に応じてハード・ソフトの両面から適切に組み合わせ、総合的に取り組むことが求められています。

Ⅰ 第 4 次産業革命による技術革新の進展

A I（人工知能）、I o T（モノのインターネット）、ビッグデータ等を駆使した技術革新「第 4 次産業革命」が急速に進んでいます。また、その技術革新を進展させるとされる第 5 世代移動通信システム（5 G）の 2020 年実用化に向けた研究開発が現在進められており、新たな価値観や可能性が実現されていく時代の到来が予測されています。

こうした技術革新は、無人自動運転による移動弱者の解消、農林水産業の無人化・省力化等による生産性向上、経営体の強化及び新たな雇用機会の創出、医療、教育等における遠隔・リアルタイム化による地理的・時間的制約の克服による新サービスの提供等につながり、経済、産業、健康、医療、公共サービス等の分野に加え、人々の働き方、暮らし方など、社会全体に大きな変化をもたらしていくことが考えられます。

人口減少、少子高齢化が進む中で、これらの技術革新の要素をまちづくりに幅広く活用し、一人ひとりがいきいきと暮らせる豊かな地域社会の実現が求められています。

Ⅰ 共生社会の実現に向けた取組

平成 31（2019）年にラグビーワールドカップ 2019 が、2020 年に東京 2020 オリンピック・パラリンピックが日本で開催されます。国は、この 2020 オリンピック・パラリンピックを契機として障がいの有無にかかわらず、全ての人が共に支え合い、多様な個人の能力が発揮されている活力ある社会（共生社会）を実現するため、平成 29（2017）年に「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」を決定し、心のバリアフリー、ユニバーサルデザインの街づくりを二つの柱とした取組を推進するとしています。

また、平成 30（2018）年には、我が国における在留外国人や働く外国人の増加、中小企業等の働き手不足の深刻化を背景とした外国人労働者の受け入れを拡大する改正出入国管理法が成立し、外国人材の受け入れ促進に向けた取組とともに外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を進めるとしています。

このような中、朝倉市においても、高齢化の進行、外国人在住者や外国人観光客の増加等により、性別、年齢、国籍及び障がいの有無にかかわらず、全ての人がいきいきと暮らせる共生のまちづくりの重要性がますます高まっています。

Ⅰ 協働によるまちづくり

地方分権の進展により自己決定・自己責任の地方自治体運営が求められる一方、市民のニーズや地域の課題は多様化し、行政だけで対応することが困難なケースが増えてきています。

朝倉市においては、平成 25（2013）年度に「朝倉市協働のまちづくり基本指針」を策定し、協働のまちづくりを進めています。

今後、人口減少・少子高齢化や過疎化が進み、人と人、人と地域のつながりの希薄化が懸念される中、地域における子どもや高齢者の見守り、災害時の助け合い、コミュニティ機能の維持等の地域課題に地域で支え合う取組の重要性が増しています。

そのため、市民や地域、行政が、まちづくりの担い手としてお互いを認め合い、協働によるまちづくりを推進することがより一層求められています。

(3) 市民の意識

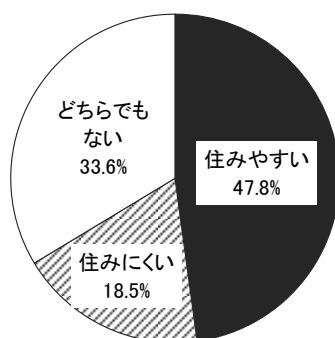
① 市民意識調査

本計画の策定にあたり、平成 30（2018）年 5 月～6 月にかけて、無作為抽出した 18 歳以上の市民 3,000 人を対象とした市民アンケートを実施し、うち 1,408 人（有効回答率 46.9%）から回答をいただきました。以下は、主な調査項目についてまとめたものです。

■調査結果

● 朝倉市の住みやすさ

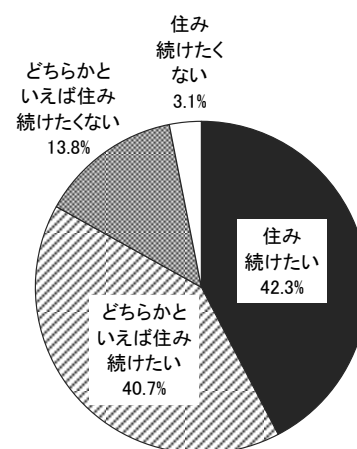
全体
N=1,376



※四捨五入による端数処理のため、%数値の合計は 100%になりません。

● 朝倉市への定住意向

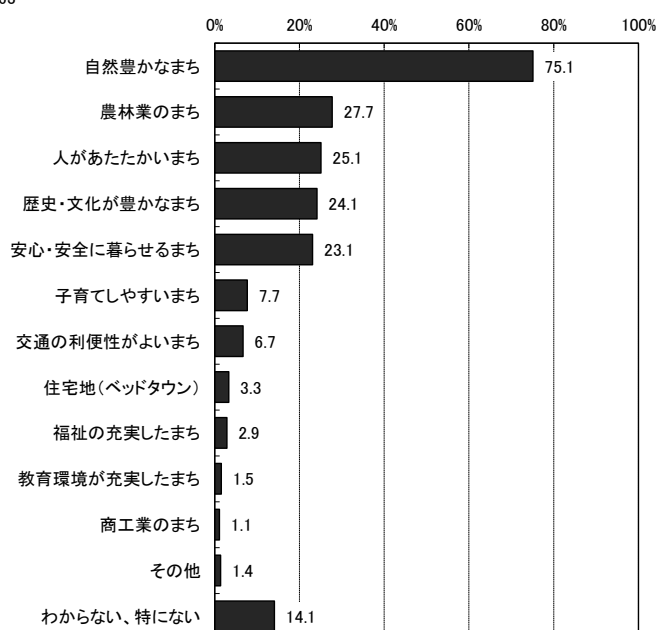
全体
N=1,339



※四捨五入による端数処理のため、%数値の合計は 100%になりません。

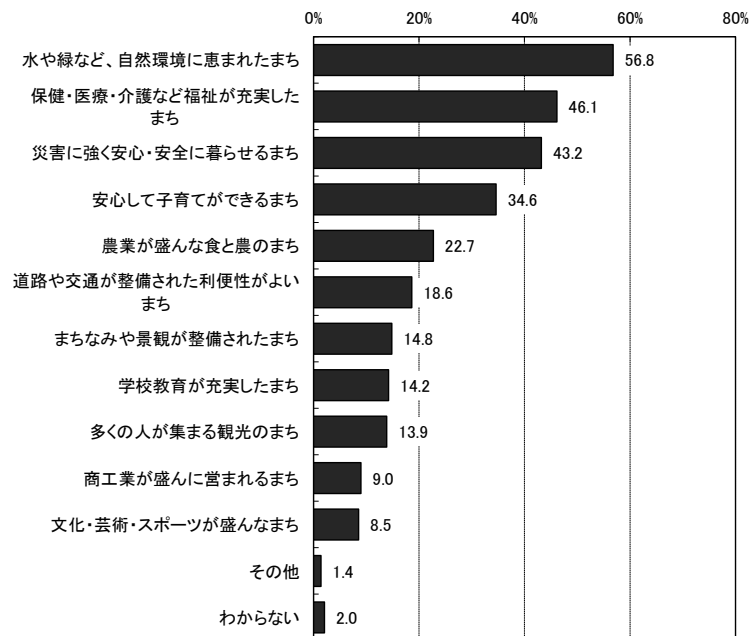
● 「朝倉市」のイメージ

全体 N=1,363

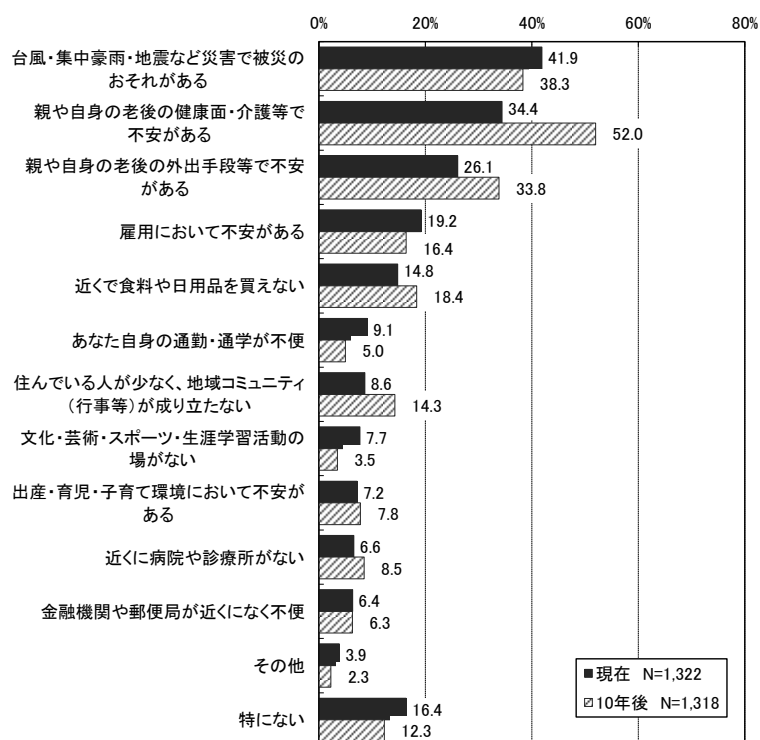


● 「朝倉市」の将来のまちの姿（望む姿）

全体 N=1,370



● 生活する上で、困っていること・不安なこと（現在、10年後）



② 高校生ワークショップ ～朝倉・ミライ Café～

本計画の策定にあたり、平成 30（2018）年 9 月 23 日に、市内の高校（朝倉高校、朝倉東高校、朝倉光陽高校）の生徒を対象とした高校生ワークショップを実施し、これからの朝倉市の姿を自由に語り合っていました。

【ワークショップでの主な意見】

～10 年後の朝倉市の姿～

- 商店街を復活させ、もう一度にぎやかな朝倉市へ。
- 自然の景観を壊さず、朝倉らしい自然を活かした施設をつくる（若者やお年寄りなど対象者となる年齢層を明確にさせた施設）。
- 商店街の近くに高校があることを活かし、高校生などが立ち寄りやすいお店にする。
- 自然が豊かであることを活かし、テーマパークやアスレチック、田舎体験を行なうことができるようにする。
- 空き家を有効活用する。
- 山・川からとれた食べもので、安全で健康な飲食店をつくる。
- 遊ぶところは、ビルなどを建てるのではなく、木材など自然のもので建物をつくる。
- 大人も子どもも楽しむことのできる自然を活かしたテーマパークをつくる。
- 星を見ることのできる自然を活かした場所を、テレビや SNS などを使って P R する。
- 農家になりたい人を対象に、空き家を利用した農業体験を行なう。
- 朝倉の観光地（秋月城など）をめぐるツアーをつくる。
- 朝倉市の自然を活かして「朝倉といえば〇〇」というものをつくる。
- 土地を活用してイベントを行なう。
- 少子高齢化対策として、子育てがしやすいまちにし、他地方から人を呼ぶ。
- 田舎を嘆くのではなく、田舎を活かす！

(写真)

集合写真又は作業風景

(写真)

朝倉ミライ提案シート

第 2 編 基本構想

目指すまちの姿（将来都市像）

人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉

朝倉市にとって、水は貴重な地域資源であり、市民の暮らしに多大な恩恵をもたらす存在です。また、朝倉市の山間部を源流とする水の流れは、筑後川、そして有明海へと流れ、市内だけにとどまらず、流域に豊かな恵みをもたらし、多くの人々の暮らしに潤いをもたらしています。

一方で近年の豪雨災害等、時として水は脅威となり、大きな被害をもたらすことがあります。古くから、豊かな自然とそこに暮らす人々によって育まれた豊富で良質な水を活かし、大切にし、水とともに朝倉市は発展してきた歴史があります。

その水に加え、朝倉市には恵まれた豊かな自然環境、美しい景観、地域に根付く多種多様な歴史・文化といった多彩な魅力があります。

それらを磨き、組み合わせ、より一層輝くまちの姿に朝倉市に住む人・訪れる人が心地良さや安らぎを感じ、住み続けたい、住んでみたいと思うまちを目指します。

あわせて、朝倉市が甚大な被害を受けた「平成29年7月九州北部豪雨災害」からの復旧・復興を経て、被災前よりも全ての世代に元気と笑顔があふれ、再び輝く朝倉市を目指すという想いも込め、「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を目指すまちの姿とします。

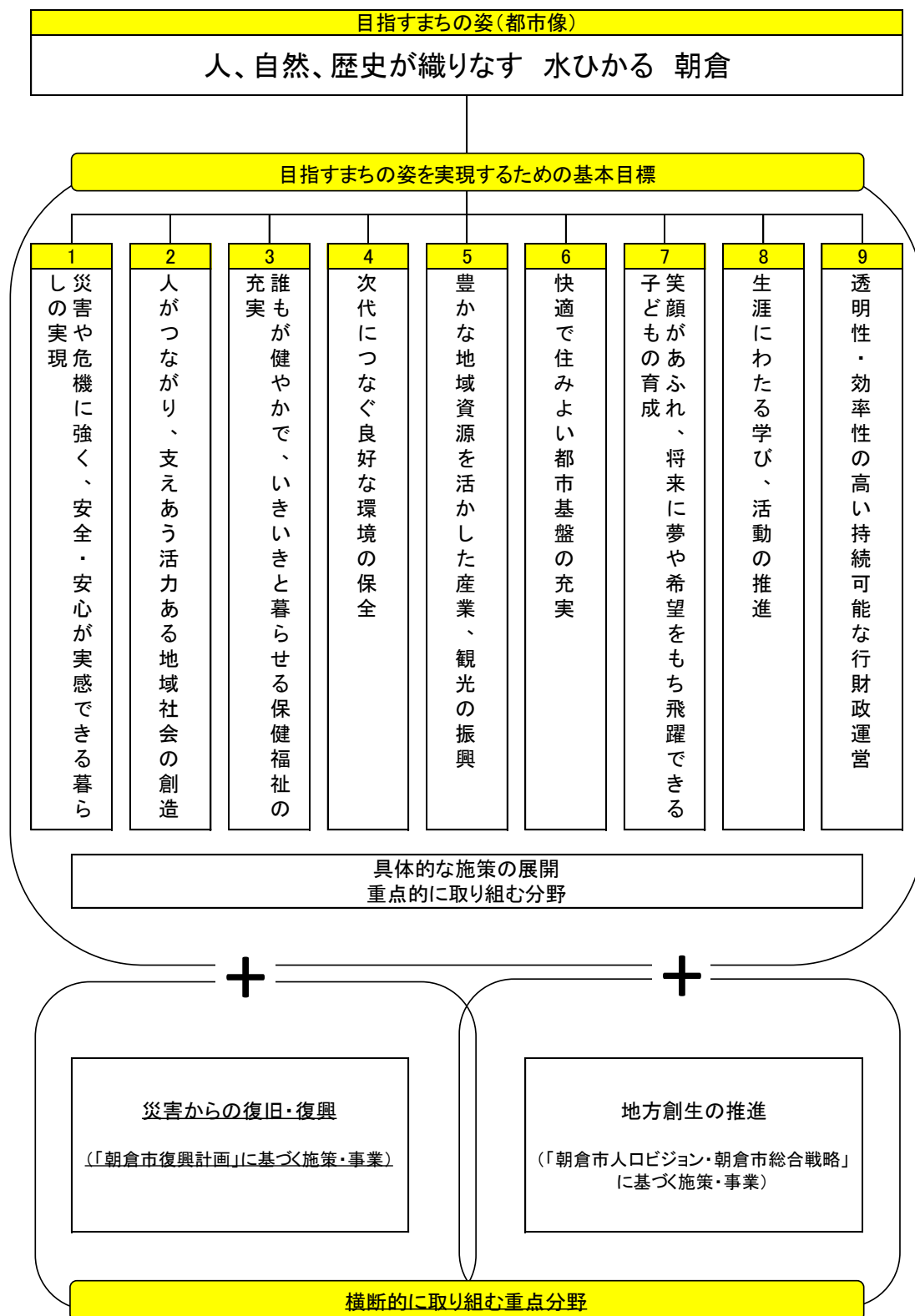
※織りなす：複数の細かい要素を組み合わせることによって、優れた全体像を成す様。

※光る（ひか・る）：光を放つ。美しく輝く。一段とすぐれて目立つ。明るく色あざやかに輝く。

第 3 編 基本計画

1 分野別施策の基本目標

目指すまちの姿（都市像）である「人、自然、歴史が織りなす 水ひかる 朝倉」を実現するために次の9つの分野別施策の基本目標を定めます。



2 重点的に取り組む分野

■重点的に取り組む分野

将来像を実現するためには、「分野別施策の基本目標」に示した9つの基本目標とそれを実現するための手段である29の施策を総合的に推進していくことが必要です。その中で、災害からの復旧・復興、少子高齢化や人口減少、厳しさを増す財政状況といった朝倉市の現状を踏まえ、111の基本事業のうち、20の基本事業を「重点分野」として設定し、今後4年間のまちづくりにおいて特に重点的に取り組みます。また、施策のくくりにとらわれずに「横断的に取り組む重点分野」として次のとおり設定します。

■横断的に取り組む重点分野

1 災害からの復旧・復興（朝倉市復興計画に基づく施策・事業）

【関連計画】：朝倉市復興計画

記録的な豪雨の影響により、市内各地で甚大な被害が発生した「平成29年7月九州北部豪雨」からの復興に向け、本市では、平成30（2018）年3月に「朝倉市復興計画」（以下「復興計画」という。）を策定しました。

復興計画では、「山・水・土、ともに生きる朝倉」を復興ビジョンとして掲げ、3つの基本理念（「①安心して暮らせるすまいとコミュニティの再生」、「②市民の命を守る安全な地域づくり」、「③地域に活力をもたらす産業・経済の復興」）を設定し、市民に寄り添い、1日も早い復旧と将来世代にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めています。

本計画では、復興計画との整合性を図りながら、復興計画に関連する施策については、分野にとらわれず、それぞれの施策を連携させながら、全庁を挙げて分野横断的に取り組み、復旧・復興を経て、被災前よりも元気と笑顔があふれ、再び輝く朝倉市を目指します。

2 地方創生の推進（朝倉市人口ビジョン・朝倉市総合戦略に基づく施策・事業）

【関連計画】：朝倉市人口ビジョン・朝倉市総合戦略

国は、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への過度の人口集中を是正し、それぞれの地域で住み良い環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的に、平成26（2014）年11月に「まち・ひと・しごと創生法」を施行しました。

これを受けて朝倉市においても、平成28（2016）年3月に「朝倉市総合戦略」を策定し、安定した人口構造を維持するとともに、将来にわたって活力ある地域社会を実現するための基本目標や施策の基本的方向等を示し、産業の振興や雇用の創出、安心して結婚・出産・子育てができる環境の整備などの取組を進めています。

そのため、朝倉市総合戦略に関連する施策についても、復興計画と同様、分野にとらわれず、それぞれの施策を連携させながら、市全体で「地方創生」に取り組みます。

3 施策の体系

(1) 施策体系図

基本目標		分野	施策		基本事業	重点分野
1	災害や危機に強く、安全・安心が実感できる暮らしの実現	防災・減災、防犯、消費者保護	1	防災・減災対策の推進	1 消防体制の充実	
					2 地域防災力の強化	●
					3 防災意識の向上	●
					4 災害発生防止の対策	
					5 市の防災体制の整備	
			2	交通安全・防犯対策の推進	1 交通安全意識の啓発	
					2 交通安全施設の整備	
					3 防犯対策の推進	
					4 未成年者の非行・犯罪防止	
					5 消費者保護の推進	
2	人がつながり、支えあう活力ある地域社会の創造	人権、協働、男女共同参画、コミュニティ	3	市民協働のまちづくり	1 地域コミュニティ活動の推進	●
					2 市民活動の推進	
					3 協働によるまちづくり意識の醸成	
			4	地域福祉の推進	1 地域福祉活動の推進	
					2 教育・啓発の推進	●
			5	人権が尊重されたまちづくり	1 人権・同和問題に関する相談・支援体制の充実	
					2 男女共同参画の推進	
					3 生活習慣の改善	
					4 安全・安心な生活への仕組みづくり	
					5 療育サービスの充実	
3	誰もが健やかで、いきいきと暮らせる保健福祉の充実	保健、福祉、医療	6	健康づくりの推進	1 生活習慣の改善	●
					2 疾病の予防と健康管理	
					3 医療体制の充実	
			7	高齢者福祉の推進	1 健康・介護予防の推進	
					2 介護サービス・日常生活支援の充実	●
					3 生きがいづくりと社会参加の推進	
					4 安全・安心な生活への仕組みづくり	
			8	障がい者福祉の推進	1 自立支援の促進	
					2 地域生活支援の基盤づくり	
					3 社会参加の促進と就労支援	
					4 療育サービスの充実	
					5 バリアフリーの推進	
			9	社会保障の適正な運営	1 国民健康保険制度の適正な運営	
					2 後期高齢者保険制度の適正な運営	
					3 介護保険制度の適正な運営	
					4 生活保護(世帯)への自立支援	
					5 環境美化運動の推進	
4	次代につなぐ良好な環境の保全	環境	10	低炭素社会の構築	1 地球温暖化対策の推進	
					2 環境保全の啓発・推進	●
			11	循環型社会の構築	1 ごみ減量の推進	
					2 ごみの適正処理とリサイクルの推進	
					3 し尿の適正処理とリサイクルの推進	
			12	自然共生社会の構築	1 みどりの保全	
					2 環境美化運動の推進	
			13	快適な生活環境の確保	1 環境美化運動の推進	
					2 事業系公害対策の推進	
					3 家庭系公害対策の推進	
					4 水環境の保全	
					5 魅力ある新たな朝食ブランドの開発	●
5	豊かな地域資源を活かした産業、観光の振興	農林業、商工業、観光	14	農林業の振興	1 安全・安心な食の生産	
					2 地域農林業を支える多彩な担い手の育成・確保	●
					3 荒廃農地等の有効利用の促進	
					4 多様な農産物の生産による農業の振興	
					5 環境に配慮した農業等の推進	
					6 魅力ある新たな朝食ブランドの開発	●
					7 農業・農村の多面的機能の維持・向上	
					8 農林業基盤の整備	
					9 消費者との交流による農村地域の活性化	
					10 林業の振興	
			15	商工業の振興	1 経営安定の支援	
					2 企業誘致の推進	●
					3 中小企業の振興	●
					4 就業の場の創出	
			16	観光の振興	1 観光PRの充実	●
					2 観光推進体制の充実	
					3 観光資源の充実	
					4 観光施設の充実	

基本目標		分野	施策	基本事業	重点分野
6	快適で住みよい都市 基盤の充実	都市基盤（道路、 交通、上下水道、 住宅・住環境、景 観、公園・緑化）	17 交通環境の充実	1 公共交通の確保・維持・改善	●
				2 公共交通の利用環境の改善	
			18 道路の整備	1 生活道路の整備・維持管理	
				2 基幹道路の整備	
				3 橋梁の維持管理	
				4 浸水対策と河川整備	●
			19 住環境の整備	1 移住・定住の促進	●
				2 公営住宅の整備	
				3 公園の整備・管理の充実	
			20 市街地の整備	1 中心市街地の活性化	
				2 市街地内の適正な土地利用の推進	
			21 上水道の整備	1 安全な水道水の供給	
				2 水道水の安定的な供給	
				3 健全な上水道事業経営の推進	
7	笑顔があふれ、将来に 夢や希望をもち飛躍で きる子どもの育成	子育て、教育	23 子育て支援の充実	1 子育て環境の充実	●
				2 母子保健の充実	
				3 切れ目ない相談支援の実施	
				4 児童虐待の防止	
				5 子育ての経済的支援	
			24 学校教育の充実	1 確かな学力の育成	●
				2 豊かな心の育成	●
				3 健やかな体の育成	●
				4 開かれた学校づくり	
				5 教育環境の充実	
				6 教育支援の充実	
8	生涯にわたる学び、 活動の推進	生涯学習、ス ポーツ、歴史・文 化	25 生涯学習・スポーツの振興	1 市民主体の生涯学習推進体制の強化	
				2 生涯学習・スポーツ情報の提供	
				3 生涯学習・スポーツの機会の提供	
				4 生涯学習・スポーツの活動拠点の管理運営	
				5 子どもたちへの学習機会の提供	
			26 歴史の継承と文化の振興	1 文化芸術にふれ合う機会の提供	
				2 文化施設の管理運営	
				3 文化財の保護	
				4 歴史・文化財の活用	
9	透明性・効率性の高 い持続可能な行財政 運営	地方分権、行財 政改革	27 健全な財政運営	1 適切な歳出管理	●
				2 自主財源の確保	
				3 公共施設等の管理活用	
			28 効率的な行政運営	1 成果に基づく行政経営の推進	
				2 利便性の高い行政サービスの推進	
				3 職員の育成・資質向上と組織の整備	
				4 積極的な広聴と情報発信	
			29 適切な事務の推進	1 円滑な議会運営支援と市民との共有化	
				2 選挙事務の推進	
				3 監査事務の適正執行	
				4 適正な会計事務	
				5 保有情報の適切な管理	

横断的に取り組む重点分野

◆災害からの復旧・復興

「朝倉市復興計画」

◆地方創生の推進

「朝倉市人口ビジョン・朝倉市総合戦略」